

TOPICS 01

ふるさと納税の返礼品を提供する事業者を募集しています

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとを寄附という形で応援できる制度です。市では、返礼品事業者と返礼品を随時募集しています。ふるさと納税を活用し、本市の魅力ある商品・サービスをふるさと納税の返礼品（ふるさと納税特産品）に登録して全国に発信しませんか？



●返礼品を登録するとこんなメリットがあります

- ・ふるさと納税ポータルサイトを通じて、自社の商品・サービスを全国に宣伝することができます。
 - ・売り上げ増加や販路拡大につながります。
- ※サイトの運営経費、寄附者への返礼品の送料は市が負担します。

●返礼品を掲載できるポータルサイト



●募集する返礼品

- 次の条件を満たす商品などが対象です。
- ・市内で栽培、製造、加工、サービスの提供などがされていること。
 - ・発送に耐えうること。また、飲食物の場合は、寄附者に到着後4日以上の消費期限が保証されていること。
 - ・数量的に安定供給が見込めること。
 - ・ふるさと納税ポータルサイトなどに掲載する写真や文書を提供できること。

«返礼品の例»

- ・平川市産のお米や果物
- ・市内で調理、加工した食品
- ・工芸品・農業、観光などの体験など

●登録後の事務の流れ



[問合せ] 政策推進課 広報広聴係 ☎44-1111 (内線1414)

TOPICS 02

空家等の適切な管理をお願いします

個人財産である空家や敷地は、所有者または相続人が適切に管理する責任があります。台風などの自然災害による建物の倒壊や建築部材の飛散などにより、近隣の家屋や通行人などに被害を与えてしまった場合、被害者から損害賠償などの管理責任を問われることもあります。空家等を所有または管理されている方は、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理し、破損箇所がある場合は早めに修理しましょう。



また、解体をお考えの際は、以下のとおり解体補助金がありますのでご活用ください。

危険な空家等の解体費用の一部を補助します

老朽化その他の理由により、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある空家等の解体撤去を自ら行う所有者に対して、その費用の一部を補助する「老朽危険空家等解体撤去補助金」制度があります。

●補助対象者

- ・空家の所有者・相続人・空家の解体撤去の委任を受けた方
- ・市税の滞納が無い方

●補助要件

- ・市内にある空家で、個人所有の物件であること
 - ・空家に付帯する埋設物、工作物、樹木などを解体撤去し更地にすること（倉庫物置のみの解体は対象外となります）など
- ※詳しい要件についてはお問い合わせください。

●補助金額

対象経費の1/2の金額または以下のいずれか低い額

- ①市が判定した不良度の評点が100点以上は50万円
- ②市が判定した不良度の評点が50点以上100点未満は25万円

※補助金は、同一世帯に対し1回限りとなります。

※市の判定が基準値まで満たない場合は補助対象外となります。

[問合せ] 建築住宅課 都市計画係 ☎44-1111 (内線2226)

弘前圏域空き家・空き地バンク

その空き家や空き地、
買いたい人がいるかもしれません

空き家や空き地があるけど、自分ではどうしていいかわからず、困っていますか?「弘前圏域空き家・空き地バンク」をぜひご活用ください!



弘前圏域空き家・空き地バンクとは?

空き家・空き地を「売りたい、貸したい方(所有者)」の物件を、「買いたい、借りたい方(利用希望者)」に紹介する制度です。



弘前圏域定住自立圏(弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村)における取組として、空き家・空き地の利活用と不動産の流動化を図ることを目的に実施しています。

まずは話だけ聞いてみたいという方もお気軽にご相談ください! /

●どこで見られる?

登録された空き家・空き地は、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会のホームページに掲載され、物件を探す方が簡単にアクセスできるようになっています。

また、令和4年1月より全国版空き家バンクのホームページにも情報が掲載されています。

※全国版空き家バンク…「LIFULL HOME'S 空き家バンク」や「アットホーム空き家バンク」

弘前圏域
空き家・空き地
バンク協議会



LIFULL
HOME'S
空き家バンク



アットホーム
空き家バンク
ホームページ



●誰が運営してるの?

バンクは、圏域自治体と不動産団体、金融機関による「弘前圏域空き家・空き地バンク協議会」で運営されます。

●物件の登録方法は?

①物件の登録を希望する場合は、申込書に本人確認書類を添えて、物件の売買・賃貸を仲介する宅建業者に提出してください。

※売買・賃貸の仲介を協議会の宅建業者に依頼する必要があります。協議会の宅建業者については、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会のホームページをご確認ください。

②協議会の宅建業者が現地調査を行い、売買条件などを協議します。

③申込書や宅建業者からの調査報告書などの内容を審査し、物件登録の要件を満たしていればバンクに登録され、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会や全国版空き家バンクのホームページに公開されます。

●お得な情報!

バンクに市内の物件を登録した方にはQUOカード(クオカード)3,000円分をプレゼントしています。

[問合せ] 政策推進課 政策推進係 ☎44-1111 (内線1413)

平川市すこやか住宅支援補助金の補助金額が増額となりました。

広報ひらかわ令和4年4月号に掲載した「平川市すこやか住宅支援補助金」の補助金額が、物価高騰対策のため令和4年度申請分より、増額となります。(令和3年3月31日以前の申請分については、増額なりません。)

市内業者利用: 10万円増額
市内業者以外利用: 5万円増額

詳しくは市ホームページをご覧ください



B型肝炎 給付金について 無料相談会

9/1 (木) 弘前市民文化交流館 ヒロロスクエア
3階 多世代交流室1

完全予約制 ☎ 0120-013-621
(ご予約受付時間)
平日 9:00~18:00

※ご連絡の方
も給付金請求
金額
※病院に応じて給付金等
の内容が異なります
※訴訟実費別途

16年7月2日
※ご連絡の方
も給付金請求
金額
※病院に応じて給付金等
の内容が異なります
※訴訟実費別途

50万円~3,600万円
※病院に応じて給付金等
の内容が異なります
※訴訟実費別途

弁護士法人弁護士 霧庭亭一 「あいば こういち」 東京弁護士会所属 登録番号35029
プレシャス総合法律会計事務所 ☎TEL 03-5363-6333
東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A 【営業時間】平日 9:00~18:00 ☎FAX 03-5363-6334



広報ひらかわに広告を掲載しませんか?

- 発行日 毎月15日(発行日が休日の場合は前後の平日)
- 発行部数 11,300部/月

- 握載料 縦44mm×横84mm カラー…20,000円
縦44mm×横179mm カラー…40,000円

※詳細につきましては市ホームページをご覧ください。

[問合せ] 政策推進課 広報広聴係 ☎44-1111 (内線1414)

TOPICS 04

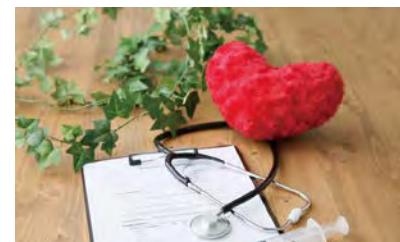
骨髓ドナーとドナーが勤務する事業所を応援します

市では、骨髓移植の推進とドナー登録者の増加を図ることを目的に、公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、ドナーとなった市民とそのドナーが勤務する事業所を対象に奨励金を交付しています。

骨髓移植とは？

骨髓移植とは、白血病などの治療が困難な血液疾患の患者さんに、健康な方から提供いただいた骨髓や末梢血幹細胞を移植して治療することです。ドナー登録は弘前献血ルームで受付しています。

1人でも多くの患者さんを救うために、骨髓移植へのご理解と骨髓バンクへのドナー登録に協力をお願いします。



骨髓移植ドナーの支援について

▶交付対象者（ドナー）

…次の①・②に該当する方

- ①公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業のドナー登録者で、骨髓・末梢血幹細胞の提供を完了した方
- ②提供時と奨励金の申請時に市内に住所を有する方で、市税などの滞納がない方

▶交付対象となる事業所

…ドナーが勤務している青森県内の事業所
※国・地方公共団体・独立行政法人・地方独立行政法人・ドナー休暇の取得が可能な場合を除く。

▶奨励金の額

ドナーの方	通院・入院などに要した日数（上限7日） ×2万円
ドナーが勤務する事業所	通院・入院などに要した日数（上限7日） ×1万円

▶申込方法

窓口または市ホームページ内（※）にある所定の申請書に記入の上、公益財団法人日本骨髓バンク発行の証明書などを添付し申請してください。

なお、申請期間は骨髓提供完了から90日以内となります。

※市ホームページ→「健康・福祉」→「健康づくり」→「骨髓移植ドナーの支援」→PDFファイル「平川市骨髓移植ドナー支援事業奨励金交付要綱」にあります。

[申込み・問合せ] 子育て健康課 健康推進係 ☎44-1111（内線1147）



マイナポイント事業※への申込みはお済ですか？



一人あたり最大2万円のマイナポイントをもらうためには、9月30日までに、マイナンバーカードの交付申請が必要です。

マイナンバーカードをすでにお持ちの方もお申し込みできます。（令和5年2月28日まで）

1 マイナンバーカードの交付申請

◆マイナンバーカードの交付申請に必要なもの
以下のAを1点、またはBを2点ご持参ください。
A：運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 など
B：健康保険証、病院などの診察券（生年月日あり）、年金手帳、学生証 など

出張サポートのお知らせ

5名以上の市民の希望者がいる場合（事業者、団体、町会、友人同士など）、市職員が伺い、手続きをサポートします。

訪問時間帯／平日9:00～16:00

一人あたりの所要時間／10分～15分程度

申込方法／希望日時のおおよそ1週間前まで
にご連絡ください。

2 マイナポイント事業※への申込み

- ◆手続きに必要なもの
- マイナンバーカード
- 利用者証明用電子証明書暗証番号
(カード取得時に設定した4桁の数字)
- マイナポイントを申込む決済サービスの決済手段
(スーパー・小売業のカード、電子マネー、クレジットカード、交通系ICカード、QRコード決済など)
- 公金受取口座の登録をする場合
 - ・券面事項入力補助用暗証番号（カード取得時に設定した4桁の数字）
 - ・本人名義の預貯金口座情報（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号）が分かるもの（預貯金通帳など）。

※マイナンバーカードを用いて、一人最大2万円のキャッシュレス決済サービスのポイントがもらえる事業（「マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込み」、「公金受取口座の登録」の手続きを含みます。）

[申込み・問合せ] 市民課 市民係 ☎44-1111（内線1220）

TOPICS 05

成年後見制度普及・啓発講座や 弘前圏域市民後見人等養成研修を受講しませんか？

成年後見制度普及・啓発講座

弘前圏域8市町村では、令和2年4月から「弘前圏域権利擁護支援センター」を共同運営し、成年後見制度の利用などにより安心して自分らしく暮らせるよう相談支援を行っており、右記の日程で研修会を開催します。この機会に成年後見制度への理解を深めてみませんか。

- 日時／9月3日(土) 13:30～
- 場所／平川市生涯学習センター 多目的ホール
- テーマ／成年後見制度に関する講義および市民後見人による実践報告
- 参加料／無料 ※事前申込みが必要です。
- 申込期限／8月24日(水)
- 申込方法／ファックスまたはEメール(住所・氏名・電話番号・講座名を記入)でお申し込みください。

弘前圏域市民後見人等養成研修

弘前圏域8市町村では、成年後見人に必要な知識を習得し、地域の認知症者などのサポートにあたる人材「市民後見人」を養成する研修を開講します。研修修了者は、「弘前圏域市民後見人等候補者名簿」に登録し、必要に応じて、家庭裁判所に推薦します。研修を受講し、認知症などになつても安心して暮らせる地域づくりに貢献してみませんか。

▶対象者

- (1) 年齢が25歳以上70歳未満の方
- (2) すべての研修を受講できる見込みのある方
- (3) 研修終了後、市民後見人として活動する意思がある方

▶募集人数／15人

- ▶参加料／無料 ※事前申込みが必要です。
- ▶申込期限／9月7日(水)

日時	内容	場所
9月17日(土) 9:00～15:10	開講式・志望動機書提出（エントリーシート）、市民後見概論 ①、家庭裁判所の実際、成年後見制度と市町村責任	弘前市中央公民館 岩木館大研修室
9月24日(土) 9:30～15:40	成年後見制度概論、地域福祉・権利擁護の理念 / 日常生活自立支援事業、成年後見制度各論Ⅰ 法廷後見制度、成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度・消費者保護	
10月1日(土) 9:30～15:30	家族法、財産法、これまでの研修の振り返り、高齢者・認知症の理解	ヒロ口多世代交流室2
10月8日(土) 9:30～16:20	介護保険制度、障がい者の理解①、障がい者の理解②、施設実習・見学、体験実習の報告書作成①	
10月15日(土) 9:30～15:00	高齢者施策/高齢者虐待防止法、障害者施策/障害者虐待防止法、成年後見を取りまく関係諸制度の基礎～生活保護制度・健康保険制度・年金制度、税務申告制度	弘前市中央公民館 岩木館大研修室
10月22日(土) 9:30～14:30	後見実施機関と市民後見活動に対するサポート体制、これまでの研修の振り返り、現役市民後見人による実践報告	
10月29日(土) 9:30～16:15	対人援助の基礎、申請手続書類の作成、財産目録の作成	弘前市民会館中会議室
11月5日(土) 9:30～16:30	後見計画・収支予定の作成、報告書の作成、後見報酬付与の申立の実務、後見事務終了時の手続き/死後実務	
11月12日(土) 9:30～16:00	体験実習の留意点、後見人の後見業務同行、施設実習・見学/体験実習の報告書作成② ※新型コロナウイルスの感染状況により内容を変更する場合があります。	ヒロ口多世代交流室2
11月19日(土) 9:30～16:00	事例報告と検討【課題演習】	弘前市民会館中会議室
11月26日(土) 9:30～12:30	介護保険・高齢者施策への取り組み状況、障害者施策への取り組み状況、地域福祉への取り組み状況、社会資源調査など、レポート作成「市民後見像」、修了式、名簿登録手続き	ヒロ口多世代交流室2

[申込み・問合せ] 弘前圏域権利擁護支援センター(ヒロ口3階ヒロ口スクエア内) ☎26-6557、FAX 26-6567
[E-Mail] h8-kenri@titan.ocn.ne.jp) ※日・月曜日は休業。

甲種防火管理新規講習

- ▶日程/10月 6日(木)・7日(金)
※2日間の受講が必要です。
- ▶時間 1日目/9:30～16:10
2日目/9:30～16:20
- ▶場所・定員 定員40人
会場/黒石消防署「2階講堂」
- ▶申込期間 9月5日(月)～9月5日(金)
消防本部予防課が最寄りの消防署・分署で受付します。なお、申込受付期間内であっても定員になり次第、受付を終了します。

～該当する施設は受講を！～

- ▶受講料 無料ですが、事前に書店などでテキストの購入が必要です。

※講習についての詳細は弘前地区消防事務組合のホームページでも見ることができますのでご覧ください。
(<http://www.hirosakifd.jp/>)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、講習会はマスクの着用をお願いします。なお、感染拡大状況によっては、安全確保の観点から中止や日程変更の可能性があります。

[問合せ] 弘前消防本部 予防課 ☎32-5104

食ラボ体験講座

食産業振興センター(食ラボひらかわ)は、ジュースやジャム、乾燥野菜など様々な加工食品を作れる施設です。今回は、桃を使用した体験実習を開催します。食品加工や地産地消に興味のある方は、どなたでもお気軽にご参加ください。
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては開催を中止する場合があります。

体験実習 第6回目 桃のコンポートを作ろう！

桃のコンポートの加工方法と殺菌技術や真空包装機の使い方などを体験してみましょう。

●日時/9月13日(火) 13:00～16:00

体験実習 第7回目 桃のジャムを作ろう！

桃のジャムの製造技術と短時間での加熱濃縮が可能な加圧加熱装置の使い方などを体験してみましょう。

●日時/9月27日(火) 13:00～16:00

●対象者/

食品加工や地産地消に興味のある市民の方
※定員に達していない場合は、市外の方の参加も可能。

●定員/10人(先着順)

●参加費/無料

●場所/食産業振興センター(食ラボひらかわ)

●持ち物/エプロン、三角巾、筆記用具

●申込期間/8月25日(木)～9月6日(火)

[申込み・問合せ] 農林課 農政係

☎44-1111(内線2174)

8月・9月のまちづくり懇談会の日程

皆さまがお住まいの地域に市長が出向き、意見を伺う「まちづくり懇談会」を次の日程で開催します。ぜひ、ご近所お説いあわせのうえご来場ください。



皆さまのご参加
お待ちしております！

地区名	開催場所	開催日
李 平	李平町会センター	8月18日(木)
原 田	原田農業研修センター	8月25日(木)
岩 館	岩館地区構造改善センター	9月29日(木)

お願い

新型コロナウイルス感染症対策のため、参加される方はマスクの着用、発熱といった症状の有無など、体調の確認をお願いします。

※開催時間は18:30から19:30までの予定です。

※都合により、開催日や開催場所などが変更となる場合があります。

[問合せ] 政策推進課 広報広聴係 ☎44-1111(内線1415)

◆これまでのまちづくり懇談会の内容については、市役所本庁舎、尾上・碇ヶ関総合支所、葛川支所でご覧になることができるほか、市ホームページで公開しています。